

プラスEXサービス運送約款の一部改正（IC乗車票（プラス）の受取方法変更に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(受取)</p> <p>第34条 会員は、IC乗車票（プラス）の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、プラスEXカード又はプラスEX運送契約の決済用クレジットカードにより受け取るものとします。受取りにあたっては、<u>決済用クレジットカードの暗証番号</u>を入力するものとします。ただし、駅等の窓口で決済用クレジットカードによる受取を行う場合は、所定の帳票等への自署によるものとします。</p> <p><u>2</u> 会員は、IC乗車票（プラス）を他人に譲渡してはならないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(受取)</p> <p>第34条 会員は、IC乗車票（プラス）の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、プラスEXカード又はプラスEX運送契約の決済用クレジットカードにより受け取るものとします。受取りにあたっては、<u>プラスEXサービスログイン時に入力するパスワード</u>を入力するものとします。ただし、駅等の窓口で決済用クレジットカードによる受取を行う場合は、所定の帳票等への自署によるものとします。</p> <p><u>2</u> <u>前項の定めにかかわらず、当分の間プラスEXサービスログイン時に入力するパスワードの入力を決済用カードの暗証番号の入力により代替することができます。</u></p> <p><u>3</u> 会員は、IC乗車票（プラス）を他人に譲渡してはならないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成25年10月19日から施行する。